

第3編  
前期基本計画

第2章

健やか・安心・  
思いやりの  
まちづくり



「未来のかすみがうら市絵画コンクール」

— 佳作 — 新治小学校6年 長谷川智子さん

▶ 施策の体系

第1節 健康づくりの推進

[1] 保健・医療

- 1. 保健の充実
- 2. 健康増進
- 3. 医療体制の強化

[2] 国民健康保険

- 1. 医療費適正化と保険財政の健全化
- 2. 高齢者医療制度の充実
- 3. 医療福祉制度の充実

第2節 高齢者福祉の充実

[1] 高齢者福祉

- 1. 福祉施設等との連携体制の強化
- 2. 高齢者の安全な環境の整備
- 3. 社会参加活動の促進

[2] 介護保険

- 1. サービス提供体制の充実
- 2. 地域包括支援体制の整備
- 3. 質的向上の推進
- 4. 相談・支援体制の充実

第3節 障害者福祉の充実

[1] 障害者福祉

- 1. 障害者自立支援の推進
- 2. 障害者の社会参加の推進

第4節 次世代育成の支援

[1] 児童福祉

- 1. 保育サービスの充実
- 2. 子育て支援の充実
- 3. 児童福祉施設の整備充実
- 4. 児童の健全育成

第5節 地域福祉の推進

[1] 地域福祉

- 1. 地域福祉意識の高揚
- 2. 地域福祉施設の充実
- 3. 福祉団体の育成

[2] ひとり親家庭等福祉

- 1. 生活の支援

[3] 低所得者福祉

- 1. 適正保護と自立支援の推進

[4] 国民年金

- 1. 加入と納付の促進

## ▶ 第1節 健康づくりの推進

## [1] 保健・医療

## ★ 現況と課題

市民一人ひとりが健康で幸せな生涯を送れるようにするには、身体的、精神的な健康の保持・増進に努めるとともに、市民のニーズに応じた総合的な保健・医療体制の充実を図ることが大切です。

市では、霞ヶ浦保健センター及び千代田保健センターを拠点に、市民の疾病の予防、健康増進を図るため、保健サービスや保健指導を実施していますが、近年、市民の保健・医療に対するニーズも多様化、高度化してきています。そのため、各種検診の実施やデータベース化を進めて疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、市民一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組み、社会全体としても支援を図る中で健康づくりを総合的に推進することが求められています。

また、市内には、石岡市医師会や土浦市医師会に所属する一般診療所や歯科診療所などの医療機関がありますが、高齢化や疾病構造の変化に伴い、将来にわたる在宅医療の推進と地域医療の一層の充実が課題となっています。

## 【各種検診の状況】

(単位：人)

年度\区分	合計	結核健康診断	基本健康診査	婦人の健康診査	成人病検診	肝炎ウイルス検診	肺がん検診	胃がん検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮がん検診	腹部超音波検診	前立腺がん検診	骨粗鬆症検診
平成12年度	23,165	6,641	5,520	532	-	-	6,016	1,001	1,093	747	510	301	480	324
平成13年度	23,065	6,602	5,486	515	-	-	5,941	1,029	1,089	664	517	303	501	418
平成14年度	24,567	6,627	5,583	563	-	1,349	5,997	946	1,064	758	521	324	484	351
平成15年度	24,341	6,641	5,693	570	9	547	6,017	1,002	1,165	778	538	341	708	332
平成16年度	23,642	6,432	5,510	601	50	489	5,767	986	1,116	818	546	317	642	368
平成17年度	22,589	6,121	5,368	565	110	273	5,542	855	954	723	684	381	672	341

資料：健康増進課（各年3月31日現在）

## ☀ 施策の方向

### 1. 保健の充実

健康管理や保健予防を支援する環境を整えるため、保健支援体制の充実を図りながら、市民一人ひとりの健康管理と生活習慣の改善を目指します。

- 住民検診（総合健診、早朝・休日検診等）の受診機会を増やすとともに、人間ドック・脳ドックの受診しやすい体制を整備し受診率の向上を図ります。
- 医師会や医療機関との連携を図りながら、予防接種の推進を図ります。
- 市次世代育成支援地域行動計画に基づき、母子の健康指導、健康保持に努めます。また、妊婦教室への父親の参加を促し、保健指導の充実を図ります。
- 乳幼児健診や家庭訪問などを実施し、母子の健康と健全な発育を支援します。
- 老人保健事業の充実に向け、健康診査・健康教育・健康相談・機能訓練などに加え歯科事業を推進します。
- 市老人保健福祉計画に基づき、高齢者の保健・福祉・医療の連携を強化します。
- 献血協力者の確保のため、パンフレットの配布、企業・地域組織への訪問などの周知を図ります。



▲1歳6ヶ月児健診での歯科診察

## 2. 健康増進

生涯を通じて健康で安心した生活を送ることができるよう、市民が各個人に合った栄養・運動・休養を取り入れたライフスタイルを確立することを支援します。

- 健康教室等を開催し、健康への自主的な取り組みを支援するとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。
- 食生活改善推進員、健康増進推進員などの育成を図り、市民の健康づくり体制の強化に努めます。
- 健康増進、疾病の予防、早期発見・早期治療の啓発や健康管理の奨励など各種の健康づくり事業を推進します。
- 健康づくりの拠点として、市民のニーズにこたえながら、保健センターの機能充実を図ります。

## 3. 医療体制の強化

休日、夜間等における初期医療体制や小児医療体制等の充実を図り、医師会や関係医療機関の連携のもと、市民が適切な治療を受けることができるよう医療体制の充実を図ります。

- 土浦阿見地区病院群輪番制及び石岡地域病院群輪番制方式により休日・夜間等における救急医療体制の充実を図ります。
- 周辺地域の医療機関との連携強化や医療機関の誘致を推進します。

## [2] 国民健康保険

### ☀ 現況と課題

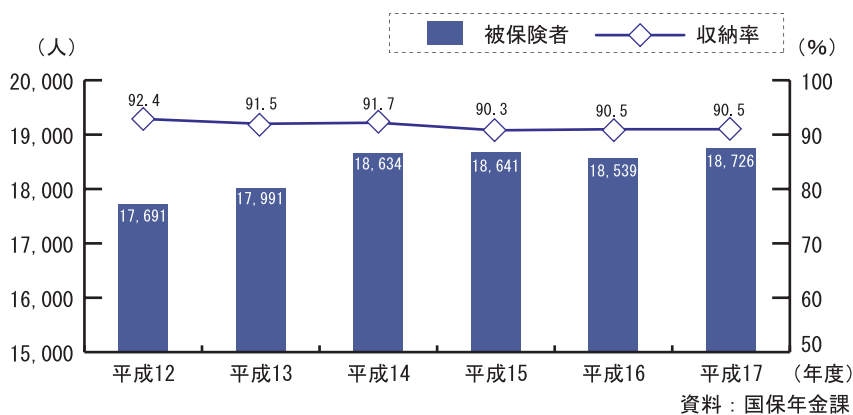
国民健康保険は、地域に密着した医療保険制度として市民の健康保持のために重要な役割を担っています。

近年、被保険者の高齢化や疾病構造の変化などから医療費が増加の傾向にあり、国民健康保険の財政運営は厳しい状況となっており、受診の適正化と財政の健全化が課題となっています。

一方、老人保健制度における医療費も増加傾向にあるため、国の医療制度改革による高齢者医療制度見直しの動向を的確に把握しながら、世代間・保険者間の保険税負担の公平化を進めるとともに、高齢者の医療費の適正化を図る必要があります。

また、医療福祉制度は、妊産婦・乳幼児・母子・父子・重度心身障害者が安心して医療を受けられるよう医療費を助成する制度ですが、他制度との均衡を保ちながら安定的な運営を図る必要があります。

【国民健康保険被保険者数と収納率の推移】





 **施策の方向****1. 医療費適正化と保険財政の健全化**

国民健康保険に対する市民意識の高揚を図るとともに、安心して医療が受けられるよう医療費の給付・助成の適正な推進を図ります。

また、国民健康保険税の賦課・徴収体制の強化を図り、保険財政の安定化へ結び付けます。

- 財政の健全化を進めるため、徴収体制の強化を図り、収納率の向上に努めます。
- 頻回受診・重複受診世帯に対する保健指導を積極的に行い、医療費の適正化を図ります。
- 国民健康保険の適用の適正化を図るため、レセプト点検<sup>\*</sup>の充実に努めます。
- 国民健康保険制度の周知に努めるとともに、疾病予防意識の高揚を図ります。

**2. 高齢者医療制度の充実**

生活習慣病等の疾病の予防<sup>\*</sup>に努めることなどにより、高齢者の医療費の適正化を推進します。

- 高齢者世帯の頻回受診・重複受診に対する保健指導を積極的に行います。
- 老人医療費の適正化を図るため、レセプト点検の充実強化に努めます。
- 広域的な高齢者医療制度の創設に努めます。

**3. 医療福祉制度の充実**

少子化対策の一環として乳幼児医療費に対する助成などを充実するとともに、医療福祉費の適正な支給に努めます。

- 妊産婦・母子・父子・乳幼児等の医療費の外来自己負担の助成などを実施します。
- 医療福祉費の適正な支給を図るため、制度の周知に努めます。

## ▶ 第2節 高齢者福祉の充実

### [1] 高齢者福祉

#### ☀ 現況と課題

我が国は、世界最高水準の平均寿命を誇る長寿社会を迎えています。今後、戦後生まれの団塊の世代が高齢期を迎え、本格的な高齢社会に移行することから、高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることを基本としながら、生きがいをもち、健康で安心して暮らすことのできる地域社会づくりが求められています。

本市では、市老人保健福祉計画に基づき、保健・医療・福祉の分野で民間福祉施設等と連携を図りながら総合的な福祉サービス提供を行っています。

今後も、高齢者が健康を保持し、要介護状態にならず、自立した生活を送ることができるよう、社会参加や交流活動など様々な生きがいづくりが必要です。

#### 【高齢者のいる世帯の推移】

(単位：世帯)

年\区分	一般世帯数	高齢者のいる世帯数			
		計	単身世帯	夫婦世帯	同居世帯
平成 2年	11,828	3,757	182	261	3,314
平成 7年	13,319	4,512	258	462	3,792
平成12年	13,986	5,129	426	647	4,056
平成17年	14,109	5,667	163	974	4,530

資料：国勢調査

#### ☀ 施策の方向

##### 1. 福祉施設等との連携体制の強化

地域包括支援センターの充実とともに、地域ケアシステムによる地域ケアセンター業務との連携、さらには、在宅介護支援センターや市保健センターなどの関係機関との協力体制の確立に努めます。

- 地域包括支援センターが主体となり、地域ケアシステム地域ケアセンターや在宅介護支援センターなどと連携して、保健・医療・福祉の連携による会議等の開催とともに、介護支援専門員や福祉関係者等の情報交換及び総合的協議の場づくりを積極的に進めます。



- 市老人保健福祉計画に基づき、実態の把握と必要性を判断し、適正な民間福祉施設の整備を促進します。

## 2. 高齢者の安全な環境の整備

様々な状況にある高齢者が、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、社会福祉協議会などをはじめとする関係機関と連携し、福祉サービスの充実を図るとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した生活環境などの整備に努めます。

- 民生委員の協力のもと、一人暮らしや高齢者のみの世帯、要援護者を抱える世帯の状況の把握に努めます。
- 災害時における要援護高齢者の防災意識の高揚を図るなど、高齢者に十分配慮した防災体制を確保し、その普及・啓発に努めます。
- 緊急通報用機器を貸与し、日常生活の不安の軽減と緊急時対応の迅速化に努めます。
- 援助が必要な高齢者に対し、簡易な日常生活の支援を図るための事業を実施します。
- 高齢者などの安全な移動を図るため、福祉タクシーの利用に対する助成などを行います。なお、福祉車両の有償運送について、NPOなどの新規参入の検討を進めます。

## 3. 社会参加活動の促進

高齢者が健康で充実した生活を送ることができるよう、シルバー人材センターの活性化や地域間・世代間交流の充実など、高齢者の社会参加を促進するための生きがいづくりを支援します。

- 高齢者の健康づくりや生きがい対策の一環として、老人クラブ活動や趣味の教室、スポーツ大会など各種活動への支援を行います。
- 生活文化の伝承と児童の健全育成を図るため、高齢者と子どもたちの交流を促進します。
- 高齢者のもつ高い就労意識と蓄積された技能・経験を生かすシルバー人材センターへの支援を行います。
- 長寿を祝福し、高齢者を敬う意識の啓発に努めるための敬老事業を実施します。

## [2] 介護保険

### ☀ 現況と課題

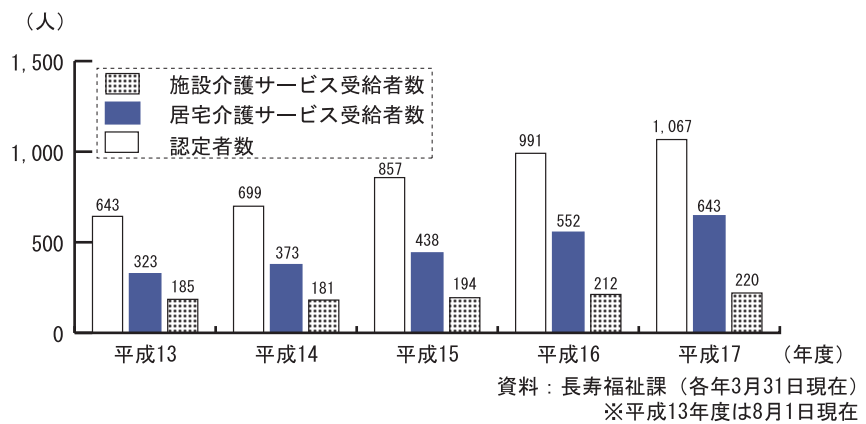
介護保険制度の開始以来、本市における認定率は伸び続け、それに伴って介護サービスの利用量も増加しています。特に居宅介護サービスの利用の伸びが著しく、介護給付費も増大しています。

本市では、市役所や在宅介護支援センター内に設置した窓口で苦情や相談を受け、介護サービスの質の向上に努めています。また、家族介護者への支援などを行っています。

今後ますます増加が予想される支援や介護を必要とする高齢者に対応するため、引き続き各種サービスの量を確保していくことが必要になっています。また、利用者の満足が得られるような効果的なサービスの提供に努めることも重要になっています。

さらには、高齢社会への移行を踏まえた介護の確立を図るために介護保険法が改正されたことを受け、これまで以上に保険者としての積極的な基盤整備、事業者指導、質の向上への取り組みが求められています。

【介護保険要介護認定者数とサービス状況】



### ☀ 施策の方向

#### 1. サービス提供体制の充実

介護保険制度の改正に伴うサービス提供体制等を充実させるとともに、増大するサービスの利用への十分な提供量の確保に努めます。

- 軽度者を対象とする新たな予防給付の適切な運用を行い、本人の選択と同意に基づいて、状態の軽減、悪化防止に効果的なサービスを提供します。
- 住み慣れた地域で、要支援・要介護者の安心した生活を支える地域密着型サービスを提供します。
- 新たな事業者の参入や既存事業者のサービス提供拡大により、利用の増大に対応した需給バランスのとれた事業展開を促進します。

## 2. 地域包括支援体制の整備

高齢者が住み慣れた地域において健康で自立した日常生活を送ることができるように、高齢者を地域全体で支える地域包括支援体制の構築を目指します。

- 要支援・要介護になる前からの介護予防を推進するため、介護が必要になる恐れのある高齢者を対象に、効果的な介護予防事業を地域支援事業と位置付け推進します。
- 地域包括支援センターを中核とした総合的な介護予防システムの確立に努めます。
- 高齢者の健康教室などを開催し、生活習慣病の予防措置と健康保持に努めます。

## 3. 質的向上の推進

介護保険サービスの量的拡大に伴い、サービスの適正な利用を推進し、介護給付費の適正化を図るとともに、サービスの質の向上を目指します。

- 介護給付等の費用の適正化を図るため、利用者の状態に応じたサービスや利用料などの点検を実施します。
- 介護サービス事業者に対して必要な情報の公表を義務付ける制度を導入し、制度の普及促進と質の向上を推進します。
- 介護支援専門員の専門知識の修得と技術向上に向けた研修を義務付け、資質・専門性・中立性の向上を図ります。
- 苦情・相談窓口の連絡体制と処理体制の拡充を図るとともに、苦情・相談体制の周知に努めます。
- 市民の福祉向上と最良のサービス提供を目的とする、にいほりケアマネジャー連絡会との連携強化により、介護支援専門員の資質向上と活動の支援を行います。

#### 4. 相談・支援体制の充実

介護を行う家族は心身ともに負担が大きいため、介護者の悩みなどに対する相談・支援体制について充実を図ります。また、介護保険制度に対する周知徹底を図り、市民参加のもとで健全な運営に努めます。

- 家族介護者の支援については、地域支援事業の任意事業として実施するとともに、周知を図りながら、利用の促進に努めます。
- 市や県の相談センター・保健所などの介護や認知症、成年後見制度、高齢者虐待などに関する相談窓口を周知するとともに、各相談機関の連携体制の充実強化に努めます。
- 高額介護サービス費の支給など経済的負担を軽減するとともに、各種介護保険サービス利用についての相談・支援を行います。



▲地域支援事業「いきいき健康教室」



▲介護保険サービス「デイサービス」

## ▶ 第3節 障害者福祉の充実

## 〔1〕 障害者福祉

## ☀ 現況と課題

地域社会において障害をもつ人が、健常者と同じように生活を送ることのできる社会づくりへの理念が浸透しつつある中で、障害者の自立と社会参加を求める機運が高まっています。

平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、障害の種別や程度を問わず、住み慣れた地域で必要とする生活支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図るための基盤整備を進めることになりました。

これは、市町村を基本とする仕組みへの再編と、身体・知的・精神の三障害に分かれていた障害の制度を一元化することにより、サービスの標準化を図るものです。

このような新たな制度と体制のもとで、多種多様なニーズを抱える障害者の地域生活移行と就労支援のために、さらなる施策の充実を図るとともに、地域社会が一体となってノーマライゼーション<sup>\*</sup>の理念の実現を目指す必要があります。

## 【障害手帳所持者数の推移】

(単位：人)

年度\区分	合計	障害手帳所持者数		
		身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳
平成12年度	1,717	1,505	185	27
平成13年度	1,658	1,447	188	23
平成14年度	1,574	1,347	195	32
平成15年度	1,620	1,383	207	30
平成16年度	1,695	1,419	222	54
平成17年度	1,765	1,473	232	60

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

## 施策の方向

### 1. 障害者自立支援の推進

障害者が、自立した日常生活や社会生活を可能とするために必要な障害福祉サービスを利用できるよう、制度運営の円滑化を図ります。また、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、在宅福祉に重点をおいた事業を拡充します。

- 自立支援制度のもと、公正公平な福祉サービスを提供するために審査会の適正運営に努めます。
- 自立支援給付の充実を図るため、市内及び近隣の福祉施設等と連携しながら地域の支援体制づくりを推進します。
- 障害者が自立した生活が送れるよう地域生活支援体制の強化を図ります。
- 生活環境の整備のため、住宅リフォームの助成を行うなどバリアフリー社会の実現を推進します。
- 各種年金や手当の制度や公共料金の割引制度等について、パンフレットなどを活用して周知を図り利用を促進するとともに、関係機関に対しても利用の充実について要請します。

### 2. 障害者の社会参加の推進

障害児教育の充実や福祉作業所を通じた自立支援及び各種就職支援等による雇用機会の拡充などを進め、障害者の社会参加を促進します。また、障害の早期発見や治療のため、総合的な療育支援体制を進めます。

- 雇用対策の強化のため、福祉施設や関係機関との連携により自立支援や各種の就労支援などの事業の充実を図るとともに、地域の社会資源の活用に努めます。
- 社会参加の機会拡大のため、スポーツ大会や文化活動への参加を支援します。また、手話通訳や移動支援の充実を図ります。
- 障害の早期発見・早期療育のため、地域での療育体制の整備や施設における機能訓練等の充実を図ります。



## ▶ 第4節 次世代育成の支援

### [1] 児童福祉

#### ☀ 現況と課題

全国的に急激な少子化が進む中で、年少人口が減少しており、安心して子どもを産み育てるための総合的な支援対策の実施が求められています。

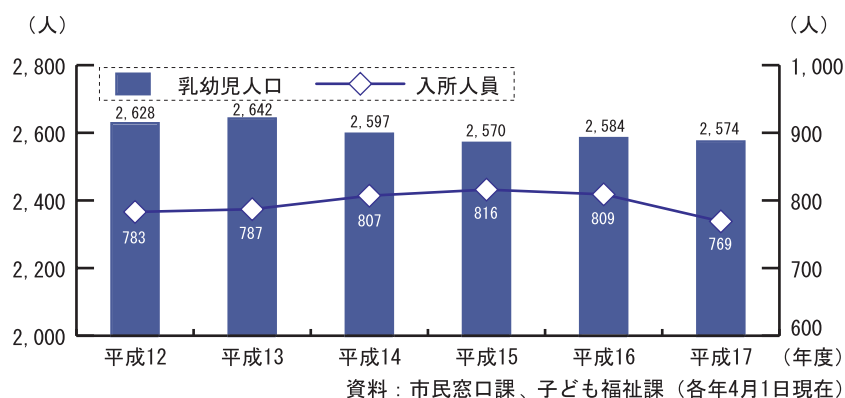
本市の保育所(市立9カ所、民間1カ所)では、社会環境の変化などに伴って多様化するニーズに対応した各種保育サービスの充実に努めています。今後は、施設の老朽化への対応と効率的な運営への転換を図るとともに、保育サービスのさらなる充実に努めるため、民営化も視野に入れた保育所の統合を進める必要があります。

核家族化が進む中で、子どもへの接し方に不安や悩みを抱えている保護者が増えているため、子育てに関する悩みを解消する子育て支援センターの役割が重要になっています。

また、放課後の児童の健全育成を図るため、児童館や学校の余裕教室などを利用した放課後児童クラブを10カ所実施し、子育てと仕事の両立を支援していますが、児童の安全確保に向けた事業の一層の充実が望まれています。

さらに、近年、児童虐待が大きな社会問題となっており、関係機関等とネットワーク体制を構築するなど虐待防止に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

【乳幼児人口と市内保育所の入所人員の推移】



## ☀ 施策の方向

### 1. 保育サービスの充実

社会情勢や保護者の雇用環境の変化に応じ、保育サービスの充実に努めるとともに、安心して子どもを預けられる保育所を目指します。

- ゼロ歳児保育、障害児保育、延長保育、一時保育などの特別保育の拡充や休日保育の検討を行い、多様化するニーズへの対応を図ります。
- 多様な保育サービスの展開に対応できる保育士の養成に向け、各種研修等の充実を図ります。
- 保育サービスの充実を図るため、保育所の民営化や幼保一元化<sup>※</sup>を検討します。
- 保育所のもつ専門的機能を活用し、世代間交流や地域との交流の充実に努め、地域に開かれた保育所を目指します。
- 保育事業の健全化を進めるため、適正な保育料金を検討するとともに一元化を図ります。

### 2. 子育て支援の充実

市次世代育成支援地域行動計画に基づき、安心して子どもを産み、育てることができるよう、地域全体で子育て支援に取り組みます。

- 地域における子育て支援の核及び交流の場としての子育て支援センターについては、設置場所の検討などを含め体制の充実を図ります。
- 子育てサポーター<sup>※</sup>の育成など子育てボランティア活動の支援、また、子育てサロンなど仲間との交流による子育て機会の提供に努め、子育て支援ネットワークづくりを推進します。
- 地域社会全体で子育て支援の取り組みを広めるため、広報・啓発活動に努めます。
- 児童館を拠点とした母親クラブなどの組織活動を支援し、子育ての情報を提供します。
- 児童手当等の支給により、子育て家庭への支援を行います。

### 3. 児童福祉施設の整備充実

施設の老朽化への対応と保育サービスの拡充を図るため、保育所の統合を進めるとともに、良好な施設環境を保つための適正な維持管理を進めます。

- 公立保育所については、民営化を視野に入れ、定員の見直しや効率的な運営への転換を図るため、統合保育所整備を推進します。
- 保育所の統廃合によって生じる空き施設の利用方法については、他の事業との調整を図り有効利用に努めます。
- 子どものための広場の機能充実を図るため、環境の整備に対して支援を行います。

### 4. 児童の健全育成

子どもも保護者も安心して暮らすことのできるよう、児童の健全育成を図るための環境整備の充実に努めます。

- 放課後において、仕事などによる保護者不在家庭への支援や児童の安全確保と健全育成を図るため、遊びや集団生活の場を提供する放課後児童クラブの拡充を図ります。
- 子どもに関する様々な相談ごとに対して、家庭児童相談員による助言や指導の実施を推進します。
- 地域とのふれあいを通じて社会性を養う児童館まつりなどの交流イベントにより、世代間交流を促進します。
- 要保護児童対策協議会を中心として関係機関と連携を図りながら、虐待等による要保護児童の適切な保護への支援を推進します。



▲児童館事業「作って遊ぼう」

## ▶ 第5節 地域福祉の推進

### [ 1 ] 地域福祉

#### ☀ 現況と課題

少子高齢化の進展や価値観の変化などに伴い、ますます複雑多様化する福祉需要への対応が求められています。

そのため、公的機関を主体とした福祉体制の充実と併せ、各種福祉団体の育成などにより民間の福祉団体や福祉ボランティアの活力を十分に生かし、自助・互助・公助の連携による地域福祉活動を一層促進する必要があります。

本市では、市及び社会福祉協議会を中心に市民の協力を得ながら、助け合い運動や募金活動をはじめとする地域福祉活動を行っています。

今後は、市民の参加と福祉施設などとの連携のもと、地域の創意と工夫により具体的な課題に対応するとともに、子どもから高齢者まであらゆる人々が世代を超えて互いに助け合い交流の輪を広げ、互いに支え合う地域社会を築くことが望まれています。

#### ☀ 施策の方向

##### 1. 地域福祉意識の高揚

福祉に関する教育や、各種講座等を通して、市民の理解と意識の啓発を図り、市民が主体的に行う地域福祉活動を支援します。

- 地域福祉活動の推進のため、社会福祉の関係機関や団体と協力して、広報活動の充実や各種福祉啓発事業を推進します。
- 福祉に関する教育や地域活動を通じて福祉意識の高揚を図るなど、地域に根ざした社会福祉意識づくりを推進します。

##### 2. 地域福祉施設の充実

多様化する福祉ニーズに適切に対応していくため、在宅福祉の充実、市民参加による交流機会の充実、健康生きがいづくりの充実などを進め、総合的な福祉コミュニティづくりの展開と施設の充実を図ります。

- あじさい館内の福祉館については、福祉活動の拠点として、利用者が快適に安全に活用できるよう施設管理に努めます。
- 千代田地区に地域福祉の拠点を整備し、あじさい館内の福祉館との連携による地域福祉活動の充実を図ります。
- 関係機関や地域との調整を図り、個人に合った支援を検討する地域ケア体制の充実に努めます。

### 3. 福祉団体の育成

保健・医療・福祉の連携による総合的な体制整備を図るとともに、福祉関連組織やボランティア等の育成、活動支援等を推進しながら地域福祉ネットワークの確立を図ります。

- 地域福祉活動の推進力となるボランティアの育成や組織化・登録を図り、地域住民との連携によるボランティア活動を支援します。
- 社会福祉協議会機能の充実強化を図り、地域に根ざした幅広い福祉施策を推進します。
- 民生委員・児童委員の研修を進めるとともに、団体との情報交換を支援し、地域における日常的な相談、指導活動の充実を図ります。



▲あじさい館内福祉館の和風浴室

## 〔2〕ひとり親家庭等福祉

### ☀ 現況と課題

様々な事情でひとり親の家庭が増えており、経済的不安や子育ての悩みなどをもつ人が多くなっています。そのため、それらの相談業務や経済的支援を行う必要があります。

本市では、ひとり親家庭が抱える各種の相談に応じていますが、今後も安心して生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、様々な施策を進める必要があります。

### ☀ 施策の方向

#### 1. 生活の支援

相談窓口を充実し、子育てや経済的自立を促すための相談業務などを行い、実態に応じた支援の充実に努め、生活安定の向上を図ります。

- ひとり親家庭への経済的な支援を行うため、各種制度などの周知と活用を推進します。
- 児童の養育などの悩みを抱えるひとり親家庭に対して、家庭相談員等による相談・指導の充実に努めます。
- 母子・寡婦福祉会の会員相互の協力による生活の向上を図りながら、組織活動の活性化に努めます。



## 〔3〕低所得者福祉

### ☀ 現況と課題

生活保護の被保護世帯は、就労機会の少ない高齢世帯や傷病世帯など、一般的に生活基盤の弱い世帯が多くを占めています。被保護世帯は、全国的にも増加している中で、本市においても増加の傾向がみられます。

このような状況の中で、被保護世帯に対しては、生活保障としての経済的給付にとどまらず、民生委員・児童委員をはじめとした地域の人々の活動や連携により、生活の実態に応じた処遇の向上や自立の支援がさらに必要です。

また、生活保護を受けない低所得者に対しても、各分野の援助施策を総合的に推進しつつ、関係機関等との連携により実態を把握するとともに、相談・援助体制の強化が必要です。

#### 【生活保護の推移】

(単位：人、世帯)

区分\年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
被保護延べ世帯	111	126	136	155	161	164
被保護延べ人員	160	177	192	203	206	207

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

### ☀ 施策の方向

#### 1. 適正保護と自立支援の推進

生活に困窮する人々の安定した生活に向け、適正な保護の推進を図るとともに、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関との連携を図り、自立の支援に努めます。

- 関係機関との連携強化を図りながら、世帯の実情を把握し各種サービスの活用等、指導援助を推進します。
- 要支援者の多様なニーズに応じられるよう、ケースワーク<sup>※</sup>等の専門性を高めるために職員の研修の強化に努めます。
- 経済的自立のみならず、日常の生活自立も含めた自立の支援を図っていくために組織的対応を推進します。
- 生活福祉資金など各種制度の活用などを図り、生活の安定を支援します。

## [4] 国民年金

### ☀ 現況と課題

国民年金は、すべての人に生涯にわたって基礎年金を支給する制度です。近年、年金制度の長期的な安定に向けて、現役世代の負担と受給世代の給付のバランスなどに対応できる仕組みへの見直しが行われています。

市では、資格の取得・喪失や年金受給の請求などの届出に関する窓口業務と制度の周知に関する広報、相談業務等を行っています。

今後も、被保険者となる対象者の正確な把握を行うとともに、年金制度の趣旨の正しい理解と加入促進を図る必要があります。

#### 【国民年金被保険者数の推移】

(単位：人)

年度\区分	第1号被保険者		第3号被保険者	合計(A)	総人口(B)	加入割合 =(A/B)
	強制加入	任意加入				
平成13年度	8,227	37	3,849	12,113	45,586	26.6%
平成14年度	8,498	45	3,726	12,269	45,429	27.0%
平成15年度	8,415	57	3,683	12,155	45,367	26.8%
平成16年度	8,249	62	3,677	11,988	45,182	26.5%
平成17年度	8,201	59	3,670	11,930	45,101	26.5%

資料：社会保険庁(各年3月31日現在)

### ☀ 施策の方向

#### 1. 加入と納付の促進

広報誌などを通じて国民年金制度の理解と普及を図るとともに、加入促進に努めます。また、だれもが年金受給権を確保できるよう、関係機関との連携・協力を図りながら、保険料未納者の解消に取り組みます。

- 制度に対する理解や趣旨の周知徹底を図るため、広報活動の強化や年金相談体制の整備に努めます。
- 対象者の的確な把握と適用に努めるとともに、保険料の適正な納付を促します。